「登録訓練機関の登録等に関する取扱要領」の一部改正

改正案	現行	備考
２．登録訓練機関の登録申請 （１）法第 99 条の２の規定により、登録訓練機関の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、訓練の実施に関する事務（以下「訓練事務」という。）を実施する主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方航空局長（以下「管轄地方航空局長」という。）に対し、登録を受けようとする日の遅くとも２ヶ月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書（様式１）及び（２）に掲げる添付書類を電磁的方法（電子メール等。以下同じ。）により提出すること。 ① 登録申請者の氏名又は名称及び住所（法人にあってはこれに加えて代表者の氏名） ② 登録申請者が訓練事務を実施する事務所の名称及び所在地 ③ 登録申請者が訓練を行おうとする事務所の名称及び所在地 ④ 登録申請者が訓練を開始する日（開始予定日）	２．登録訓練機関の登録申請 （１）法第 99 条の２の規定により、登録訓練機関の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、訓練の実施に関する事務（以下「訓練事務」という。）を実施する主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方航空局長（以下「管轄地方航空局長」という。）に対し、登録を受けようとする日の遅くとも２ヶ月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書（様式１）及び（２）に掲げる添付書類を電磁的方法（電子メール等。以下同じ。）により提出すること。 ① 登録申請者の氏名又は名称及び住所（法人にあってはこれに加えて代表者の氏名） ② 登録申請者が訓練を行おうとする事務所の名称及び所在地 ③ 登録申請者が訓練を開始する日（開始予定日）	航空法第 99 条の３第３項第３号の反映漏れ
（２）申請書の添付書類は、次のとおりとする。 ①～④（略） ⑤ 訓練事務を管理する登録訓練機関管理者（以下「管理者」という。）に関する書類 イ．管理者の氏名、生年月日（満年齢）及び専任又は講師との兼任の別並びに省令第９条第２項第２号イ～ニに掲げる要件に適合することを示す書類（様式５） ロ．（略） ⑥（略）	（２）申請書の添付書類は、次のとおりとする。 ①～④（略） ⑤ 訓練事務を管理する登録訓練機関管理者（以下「管理者」という。）に関する書類 イ．管理者の氏名、生年月日（満年齢）及び専任又は講師との併任の別並びに省令第９条第２項第２号イ～ニに掲げる要件に適合することを示す書類（様式５） ロ．（略） ⑥（略）	誤植修正
５．登録訓練機関の責務 （１）～（４）（略）	５．登録訓練機関の責務 （１）～（４）（略）	

「登録訓練機関の登録等に関する取扱要領」の一部改正

（５）帳簿の記載等 法第 99 条の８の規定により、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えること。なお、６．（２）⑤ ハ. に規定する記録簿に記録すべき事項が帳簿に記録されている場合は、帳簿を記録簿に代えてもよい。 ① 訓練の料金の収納（料金が収納された日及び金額） ② 訓練の受講の申請受理日 （削る） ③ 訓練実施日 ④ その他の事項 また、帳簿のほか、訓練の受講申請書及びその添付書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を備え、訓練を修了した日から３年間これを保存しなければならない。	（５）帳簿の記載等 法第 99 条の８の規定により、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えること。なお、６．（２）⑤ ハ. に規定する記録簿に記録すべき事項が帳簿に記録されている場合は、帳簿を記録簿に代えてもよい。 ① 訓練の料金の収納（料金が収納された日及び金額） ② 訓練の受講の申請受理日 ③ 訓練の修了証明書の交付日（再交付を含む。） ④ 訓練実施日 ⑤ その他の事項 また、帳簿のほか、訓練の受講申請書及びその添付書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を備え、訓練を修了した日から３年間これを保存しなければならない。	６．（２）⑤ハに規定する記録簿に記載する事項と重複するため
６．訓練事務規程の届出 （１）（略） （２）訓練事務規程に記載すべき事項は次に掲げる事項とする。 ①～④（略） ⑤ 訓練の修了証明書の交付及び再交付に関する事項 イ～ロ（略） ハ．修了証明書の交付に関する記録 （注）適正な修了証明書の交付及び再交付を証するため、訓練を修了した者の氏名、修了証明書の番号、訓練修了日、修了証明書を交付した日、訓練を担当した講師、訓練受講申請を受理した日、その他必要な事項を記載する記録簿を作成すること。ただし、５．（５）に掲げる帳簿にこれらを記載する場合は、帳簿を訓練事務規程の別添としてもよい。この場合、	６．訓練事務規程の届出 （１）（略） （２）訓練事務規程に記載すべき事項は次に掲げる事項とする。 ①～④（略） ⑤ 訓練の修了証明書の交付及び再交付に関する事項 イ～ロ（略） ハ．修了証明書の交付に関する記録 （注）適正な修了証明書の交付及び再交付を証するため、訓練を修了した者の氏名、修了証明書の番号、訓練修了日、修了証明書を交付した日、訓練を担当した講師、訓練受講申請を受理した日、その他必要な事項を記載する記録簿を作成すること。ただし、５．（４）に掲げる帳簿にこれらを記載する場合は、帳簿を訓練事務規程の別添としてもよい。この場合、	誤植修正

「登録訓練機関の登録等に関する取扱要領」の一部改正

修了証明書の交付に関する記録簿の項には「帳簿による」等、分かりやすく記載すること。 ⑥ 管理者に関する事項 イ．管理者の氏名、生年月日（満年齢）、経歴及び専任又は講師との兼任の別 （注）２．（２）⑤イ及びロに掲げる書類を訓練事務規程の別添としてもよい。この場合、管理者を記載する項には、「別添「登録訓練機関管理者及び適合宣誓書」による」等、分かりやすく記載すること。 ロ．管理者の職務 ⑦～⑩（略）	修了証明書の交付に関する記録簿の項には「帳簿による」等、分かりやすく記載すること。 ⑥ 管理者に関する事項 イ．管理者の氏名、生年月日（満年齢）、経歴及び専任又は講師との併任の別 （注）２．（２）⑤イ及びロに掲げる書類を訓練事務規程の別添としてもよい。この場合、管理者を記載する項には、「別添「登録訓練機関管理者及び適合宣誓書」による」等、分かりやすく記載すること。 ロ．管理者の職務 ⑦～⑩（略）	誤植修正
10．登録訓練機関の更新 （１）（略） （２）添付書類は、次のとおりとする。 なお、①、④及び⑧について、変更がない場合は省略することができる。この場合、変更がない旨を 10.（１）の申請書に記載すること。 ①～④（略） ⑤ 管理者に関する書類 イ．管理者の氏名、生年月日（満年齢）及び専任又は講師との兼任の別並びに省令第９条第２項第２号の規定に適合することを示す書類（様式５） ロ（略） ⑥～⑧（略）	10．登録訓練機関の更新 （１）（略） （２）添付書類は、次のとおりとする。 なお、①、④及び⑧について、変更がない場合は省略することができる。この場合、変更がない旨を 10.（１）の申請書に記載すること。 ①～④（略） ⑤ 管理者に関する書類 イ．管理者の氏名、生年月日（満年齢）及び専任又は講師との併任の別並びに省令第９条第２項第２号の規定に適合することを示す書類（様式５） ロ（略） ⑥～⑧（略）	誤植修正

「登録訓練機関の登録等に関する取扱要領」の一部改正

（様式１） 登録訓練機関　登録申請書 年　月　日 〇〇航空局長　殿 登録申請者の氏名又は名称及び住所（法人にあってはこれに加えて代表者の氏名） 航空法第99条の３の規定に基づき、登録訓練機関として登録を受けたいので、申請する。 記 １．登録申請者が訓練事務を実施する事務所の名称及び所在地 ２．訓練を行おうとする事務所の名称及び所在地 ３．訓練開始予定日	（様式１） 登録訓練機関　登録申請書 年　月　日 〇〇航空局長　殿 登録申請者の氏名又は名称及び住所（法人にあってはこれに加えて代表者の氏名） 航空法第99条の３の規定に基づき、登録訓練機関として登録を受けたいので、申請する。 記 １．訓練を行おうとする事務所の名称及び所在地 ２．訓練開始予定日	航空法第 99 条の３第３項第３号の反映漏れ